

基準 10 財務

観点 10-1-1： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【概況】

本学は、尾道市が設置する公立大学であり、尾道市の特別会計として処理されている。よって予算並びに決算等については、市議会の議決・承認を得ることとなっている。

資産としては、公有財産として、大学運営に必要な土地建物を保有し、物品として学校用備品、研究用備品を所有している。

本学に係る市債については、平成 19 年度末現在見込み額は、1,616,988 千円となっている。

【分析】

資産については、大学運営に必要な土地、建物を保有しており、安定した教育研究活動を実施するための条件を備えている。

市債については、単年度において確実に償還及び支出を予算計上することから、大学運営に過大な負担を負うものではない。

観点 10-1-2： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【概況】

尾道大学事業特別会計は、「尾道市一般会計・特別会計歳入歳出決算書」のとおりである。主な経常的収入は、使用料、手数料及び尾道市一般会計からの繰入金である。授業料、入学検定料及び入学料を主な内訳とする使用料及び手数料については、安定した収入を確保している。

【分析】

開学以来、安定した受験生及び入学生の確保を行っており、授業料、入学検定料及び入学料については、各年度予算を上回る収入額を確保している。

また、一般会計からの繰入金は、公債費償還金を含め不足額を計上している。

以上のことから、必要な経常的収入が確保されているところである。

観点 10-2-1： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【概況】

本学の会計は、尾道市の特別会計予算であり、尾道市議会の審議及び議決を経て市民に公表されている。

【分析】

本学は、尾道市の設置する公立大学であり、市民等への説明責任を果たすため議会等の審議を受け公表をして

いる。よって、大学の財務上の基礎としての計画等について関係者に明示されている。

観点 10-2-2： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【概況】

本学の予算決算については、尾道市議会の審議を受け認定をいただいている。平成 13 年度の開学から学年進行に伴い学生数も確保され、各年度安定した歳入を得ている。

【分析】

前述のとおり、完成年度を迎え安定した自主財源の確保が行われており、収支の状況において過大な支出超過とはなっていないところである。

観点 10-2-3： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【概況】

教員研究費（研究旅費及び一般研究費）は、今まで職格に関わらず一律年間 65 万円の配分を行っているが、これについては現在検討中である。その他特色ある研究に対して「特別研究費」の制度を設け、学内の公募により支給している。

また、教育・実習に関する需用費・使用料・備品購入費等各教員・学科から要求のあったものについては、予算により事務局において経理している。

【分析】

各年度予算において教員研究費（研究旅費及び一般研究費）は、職格に関わらず一律年間 65 万円の配分を行っている。その他特色ある研究に対して「特別研究費」の制度を設け、学内の公募により支給している。

その他授業用経費等必要経費は、予算の範囲内で柔軟に運用し、教育研究活動に対する適正な経費配分を行っている。

観点 10-3-1： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【概況】

公立大学である本学の財務状況については、尾道市議会の審議及び議決を経て市民に公表されている。

【分析】

本学の財務状況については、尾道市議会の審議及び議決を経て適正に公表されている。

観点 10-3-2： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【概況】

本学の会計は、尾道市特別会計として、収入支出ともに尾道市会計規則に基づき処理している。財務に対する

会計監査等については、尾道市監査委員会の定期的な監査を受け、また、尾道市議会において毎年度決算及び証書類の審査を受け議会に報告されている。

【分析】

本学の財務に対する監査については、議会等の審査を受け適正に公表されている。